

のだみらいを代表いたしまして、「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情に、賛成の立場で討論します。

大規模災害や感染症など、国民の安全に影響を及ぼす事態が発生、または発生するおそれがある非常時であれば、国が自治体に必要な指示ができるようにする地方自治法改正案が、政府によって今国会に提出され、政府が指示権を行使した場合には、国会への事後報告を義務づける修正が加わった上で、衆議院本会議で可決されました。

政府が閣議決定の手続を経れば、個別法の規定がなくとも、自治体に対し法的義務を持つ指示を行うことができることを規定する内容となっております。

日本国憲法第 92 条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、地方自治法は、第 1 条において、「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めています。

しかしながら、今回の改正は、地方自治の本旨とされている地方公共団体の団体自治及び住民自治という二つの意味における地方自治の確立とは、相入れないものであり、地方自治法第 245 条の 3、普通公共団体に対する国の関与は必要な最小限度のものとすると定められていることにも反するものです。

また、自治体に対する国の指示権を認めることは、国と自治体の関係を対等協力と位置づけた地方分権一括法を大きく後退させるものであることから、この陳情に賛成とし、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正を行わないことを求めます。